

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ
○京もの認定工芸士認定事業実施要綱の一部を改正する告示 (染織・工芸課)	521
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	〃

公告	ページ
○一般競争入札の実施 (政策法務課)	522

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	525
○道路の位置の指定 (山城南土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城南土木事務所)	〃

告示

京都府告示第382号

京もの認定工芸士認定事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月22日

京都府知事 西脇 隆俊

京もの認定工芸士認定事業実施要綱の一部を改正する告示

京もの認定工芸士認定事業実施要綱(平成19年京都府告示第154号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

(1) 死亡し、又は失踪の宣告を受けた者

第7条第3号を次のように改める。

(3) 60歳に達した者

第7条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

- この告示は、令和7年7月22日から施行する。
- 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)に規定する懲役又は禁錮に処せられた者に係るこの告示による改正後の京もの認定工芸士認定事業実施要綱第3条第1号及び第7条第4号の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑以上の刑」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による

改正前の刑法(明治40年法律第45号)に規定する禁錮以上の刑」とする。

京都府告示第383号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年7月22日

京都府知事 西脇 隆俊

- 保安林の所在場所
与謝郡与謝野町字滝小字大江山7084の18(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課におい

て縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年7月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
荷物等配送業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 履行場所
仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部政策法務課
電話番号 (075) 414-4237

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和7年7月22日(火)から令和7年8月5日(火)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。
- (2) 京都府の「環境にやさしい配送宣言」又は「エコドライブ宣言」のいずれかに登録又は登録申請中の者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2

条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しない者であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 5の(2)で定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、申請書を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)に同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

2の(2)に同じ。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手320円分を貼り付け、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2の(2)に同じ。

なお、上記期間以外においても申請書を受け付けるものとするが、審査に間に合わないことがある。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

<p>(ア) 持参により提出する場合 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送により提出する場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(3) 添付資料 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等</p> <p>イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書</p> <p>ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>エ 営業経歴書及び営業実績調書</p> <p>オ 取引使用印鑑届</p> <p>カ 財務諸表又は所得税確定申告書の写し</p> <p>キ 一般貨物自動車運送事業許可書の写し</p> <p>ク 「環境にやさしい配送宣言」又は「エコドライブ宣言」の登録書又は申請書の写し等登録又は申請中であることが確認できる書類</p> <p>ケ 入札の権限を営業所長等に委任する場合には、委任状</p> <p>コ 誓約書</p> <p>(4) 資料等の提出 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。</p> <p>(5) その他 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>6 参加資格を有する者の名簿への登録 資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、荷物等配送業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録される。</p> <p>7 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。</p> <p>8 参加資格の有効期間 参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和8年3月31日までとする。</p> <p>9 申請書記載事項の変更 申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 商号又は名称</p> <p>(2) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名、個人にあっては氏名</p> <p>10 参加資格の承継</p>	<p>(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(3)から(5)までのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。</p> <p>ア 個人が死亡したときは、その相続人</p> <p>イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族</p> <p>ウ 個人が法人を設立したときは、その法人</p> <p>エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人</p> <p>オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人</p> <p>(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。</p> <p>11 参加資格の取消し</p> <p>(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。</p> <p>(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。</p> <p>ア 契約の履行に当たり、故意に委託業務を粗雑にし、又は委託業務の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。</p> <p>カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。</p>
--	---

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年9月5日（金）午後2時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府庁旧本館1階第1会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和7年9月4日（木）

(イ) 提出先

2の(1)と同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、区分ごとの単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額の合計額とする。

単価は円単位とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者の行った入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名

停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Package delivery service

(2) Time, date and location for bid submission:

Time: 2:00 PM

Date: Friday, September 5, 2025

Location: Conference room 1, Former main building,
Kyoto Prefectural Government office

(3) Deadline for bid submission by post:

Thursday, September 4, 2025

(4) Opening of bids:

Time: 2:00 PM

Date: Friday, September 5, 2025

Location: Conference room 1, Former main building,
Kyoto Prefectural Government office

(5) For further information:

Policy and legal Affairs Division, Department of
General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-4237

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和7年7月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス
高崎市栄町1番1号
代表取締役 山田 昇
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源久御山店
久世郡久御山町林八幡講27番地1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	令 7. 6. 27	小売業を行う者の変更のため
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後10時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで		

- 2 届出年月日
令和7年6月27日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和7年7月22日から令和7年11月25日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和7年7月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 日 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
山南第25号	令 7. 7. 11	京都府山 城南土木 事務所	木津川市相 楽新堂前13 の4	m 48.3	最小 m 6.0 最大 m 6.0

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年7月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市奥海印寺東山1の1、5、6の1、7の1、12の1、12の10
(関連区域)
長岡京市奥海印寺東山1の2の一部、6の2の一部、6の4、7の8の一部、奥海印寺岡本7の2の一部、9の2の一部、天神二丁目111の14の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町32
株式会社山中商事
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市山城町上狛四丁目24、25
(関連区域)
国有地、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
東大阪市菱江一丁目17の26
一英電機株式会社